

第2回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成31年4月12日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席委員(10人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	下垣 涼子	8番	山本 信男
2番	賀本 幹穂	9番	中田 泰
3番	清水 治之	10番	松原 憲治
4番	一二三 八郎	11番	川上 博久
5番	奥田 隆範		
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 収		谷口 一郎

欠席委員(1人)・農地利用最適化推進委員(1人)

7番 森 光正

宇田川 保

職員及び関係者 局長 末次 義晃
課長補佐 松原 俊二
農林課長 川上 良文

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
第2号議案 農町地利用配分計画(案)について
第3号議案 非農地証明の申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3番委員 清水 治之 5番委員 奥田 隆範

事務局： 失礼いたします。第22回農業委員会総会という事でご案内させて頂いております。本日ご欠席の連絡は、森委員さんと宇田川推進委員さんの方から頂いている所でございます。開会に先立ちまして春の人事異動で事務局体制なり関係します農林産業課長の方が代わっております。簡単にご挨拶をして頂いて、よろしくお願ひしたいと言う風に思っております。事務局体制でございますけども、昨年1年間私事務局長という事でお世話になっていたんですが、どうしても農林産業課との併任という事で、仕事がなかなか早いこと出来ないみたいな事でご迷惑を掛けていたところもあるんですが、会長、職務代理さんから町の方に事務局体制の充実という事で働きかけて頂いております、その声が届いたという事だと思っております、事務局体制、新たに松原俊二さんの方にお越し頂いておりますので、ご挨拶をさせていただきます。

松原： 皆さんおはようございます。この度建設課の方から異動して参りました、松原と申します。何分不慣れな者でございますけれども、皆様のご協力等を頂きまして推進に努めて行きたいと考えております、よろしくお願ひいたします。

事務局： 農林産業課長の方も川上の方に代わっております。ご挨拶を致します。

川上課： 皆さんおはようございます。開会前の貴重なお時間失礼します。先ほど紹介がありましたけれども、春の人事異動で農林産業課長と言う事に成りました。私は会長さんと同じ助沢の出身でございます。ちょっとした農業はやっておりますけれども、いろいろ皆様方に教えて頂きながら、いろいろ勉強をしながら、皆様のお力に早く成れば良いと言う風に考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

末次： 最後になりましたけれども、私の方はこの局長と言うのは引き続きという事で辞令を頂いておりますが、農林産業課の中の商工担当課長という事に、要は観光施設、スキー場、市民農園等あるんですが、こう言ったものに向かえという事がございます。なかなか至らない点もあると思うんですが、引き続きよろしくお願ひいたします。そう致しますとこれから総会の方に入って行きたいと思っております。後、農業委員会憲章の唱和という事で、賀本委員さんの方でお願いをいたします。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和

事務局： ありがとうございます。そうしますと会長ご挨拶をお願いいたします。

会長： 皆さんおはようございます。今日は朝から晴れて良い天気になる様でございますが、冬は雪が少なくてどういう年なのかなという事でしたけれども、つい10日鏡の方に上がることがありましたけれども、雪で真っ白でした。その時には関東の方は雪が所によっては16センチ降ったと言う様な情報があったと思っておりますけれども、事情に不順な天気だという事で、今年はどういう年に成るのかなと、良い年にはならないのではないかと

めます。

事務局： 失礼いたします。議案第3号、非農地証明の申請についてという事で、〇月〇〇日付で〇〇〇〇さんと言う方から申請を頂いております。場所につきましては大字〇〇、大字〇〇〇でございます。具体的には〇〇周辺という事になる訳でございますが、全部で〇筆、面積については合計で約〇〇程でございます。〇筆目が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番地〇、地目が〇、面積が〇〇〇㎡でございます。〇筆目が大字〇〇〇字〇〇〇〇〇番地〇、地目が〇、面積が〇〇〇㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇、〇〇㎡、同じく〇〇〇〇番地〇、〇、〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇番地、〇、〇〇㎡、同じく〇〇〇〇番地〇、〇、〇〇㎡でございます。転用目的については、25ページ、26ページ、27ページに航空写真を付けさせて頂いております。25ページにつきましては、場所は〇〇の方になる訳でございます。下の方に見える橋が〇〇〇〇になります。そこから上がって頂いたところ、山のど真ん中でございますが、そちらの方になります。次の〇〇でございますが、それについては26ページになる所でございます。〇〇〇の〇〇〇〇の一番上の団地をもう少し上手に上がった所に上がった方の農地でございます。現状はもう〇〇〇している所でございます。残りの〇筆につきましては、27ページでございます。〇〇と〇〇の集落の家側の間にかなり斜面のきつい部分がある訳でございますが、この部分が以前は農地だったという事で、小さな筆でございますけれども有っている状況でございます。24ページに戻って頂きますと、申請者は〇〇〇〇さん、現在〇〇〇〇〇の方にお住まいの方でございます。内容につきましては写真をご覧頂いた通りでもう〇〇〇しております。20年以上に渡って管理されていないという事で、今後農地として利用する事が無いために〇〇〇として管理したいという事で、非農地証明をお願いしたいという事でございます。よろしく願いいたします。

議長： 担当委員さんの方からコメントはありますか。

川上： 今まで上前委員さんとパトロールをしましたけれども、〇〇〇されていますのでお願いいたします。

議長： 委員さんの方もパトロールで現地の方はそういう様に確認をされている様でございますので、よろしく申し上げます。議案第3号、非農地証明願について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑、意見が有りませんので、議案第3号、非農地証明願について賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認します。以上を持ちまして議事は終了いたしました。その他に入ります。その他につきましては事務局の方で進めて頂きたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

事務局： そう致しますとお手元の方に、平成30年度江府町農業施策に関する意見書に対する回答書という事でお配りをさせて頂いております。前回の総会でお示しさせて頂いた町に対する意見書を3月20日に一二三会長さんと松原職務代理さん、事務局と農林産業課長で町長の方に意見書の提出をさせて頂いております。年度末を期限に回答書のお願いをしておりましたが、回答書が出て参りまして、先達て4月9日に会長さんと職務代理さんに来て頂きまして、町長室の方で回答書の受取をさせて頂きまして、併せまして若干の意見交換と言った様な事もさせて頂いておりますので、その内容についてのご報告と言う形で時間を持たせて頂ければと思います。回答書をご覧いただければと思います。はぐって頂いたページには回答書という事で書いてありまして、総括的な事が書いてある所でございます。こちらはご覧いただければと言う風に思います。次のページから具体的な全部で5つの項目を今回出していたわけですが、それに対する回答でございます。質問の方が書いてないのでお手元の資料とお帰りになったら突合して頂いたらと思うんですが、基本的には回答書の今回の特徴としましては、割と意見書で使わせた頂いた言葉がそのまま返事の中に使っていると、俗に言うオウム返しと言う形で、特に真新しい項目が無いと言うのが見た時の感想になるのかなと言う風に思いますが、意見交換の中では結構前向きな言葉も頂いている訳ですが、文字になっていないと言う所でございます。1番の有害鳥獣対策とジビエの活用の推進につきましてはご覧の通りでございますが、先ずは今現在町で行っておりますワイヤーメッシュ、電気柵等による侵入防止対策については、昨今の鳥獣の捕獲頭数の増加、被害の増加という事を踏まえまして町の方も強化して行きたいと言うご認識でございます。捕獲従事者につきましては、有害鳥獣駆除連絡協議会と連携をして取り組んで行きますという事、ジビエの活用については、江府町のジビエを考える会に自主的な熱意ある取り組みを支援して行きます。という事で回答を頂いている所でございます。特に丁度日野郡の有害鳥獣の実施隊と言うものが日野の方にありまして、江府町からも久連の高野さんの方が隊員の中に入っていて、有害鳥獣に係る、どれくらいの頭数が居るのかとか、最近では熊等がよく出る訳ですけれども、出た場合に発信器等を付けて熊がどういう生活をしているのかと言った様な事、定点カメラを設けて有害鳥獣の頭数の把握と言った様な調査関係も行っている訳ですが、こちらの協議会の会長が3町持ち回りでやっております、31年は江府町長が会長でございます。その中での組織観点は頭数を減らさない事には被害が減らないと言う事は認識しておられます。その辺はしっかり郡の方でも頑張りたいという事を町長は申し上げていたところでございます。2番の土地改良施設の維持管理について、という事でございます。意見書の中では、要は圃場整備から20年以上経過しまして、水稻であれば継ぎ目などから漏水があったり、という事が起きております。西部地震等の見えない後遺症も有るのかなと思うんですが、それから田んぼの排水対策と言う事が機能低下と思っております、昨今秋の収穫時期の天候不良と重なりまして、農業公社さんをはじめ大型機械を田んぼに移す際にはまってしまうと言った様な形で作業効率が悪い部分、収穫物の品質低下と言った様な事を招いている訳ですけれども、この部分について日頃からの点検なり維持管理という事をして行くことが施設の長寿命化につながる部分でございます。そう言ったものやっけて行く体制と言うのが従来の集落に依存した形ですしていた訳ですが、現状の様に高齢化、担い手不足と言う状況の中でのな

なかなか集落単位でこれらの施設を維持していく事が難しく成って行くことが予想されます。ソフト事業の部分においては農業公社が必要だと言うのと同じ様に、これら施設の管については、他町で機能しております土地改良区と言う様な組織がございます。こう言ったものを体制強化して頂いて、農家の皆さんが気軽に相談に行けるような場所、そう言った相談が無い場合であっても定期的に施設の点検等行う様な部署をお願いしたい、と言った様な内容での意見書でございますが、回答書につきましては、土地改良区が設立された目的、経緯を十分把握しながら今後体制の変更が必要かどうかは調査・検討してみたいと思います。と言った様なご意見でございます。現在国との制度、事業等を行って行く場合に土地改良区と言うものが事業主体で事業が出来て行くと言うものが事業自体でございます。現状の江府町では一応事務局は建設課の方でしている訳でございますが、基本的には圃場整備の償還金事務しか行ってないと言う状況でございます。併せまして、やはり建設課と言う事に成りますと、一般の農家の方からすれば、なかなか農地の相談と言うのは行きにくい部分が気持的にあるのかなと思います。道路等の相談であれば気兼ねが無いと思うんですが、限られた人員体制の中で建設部分のハード整備、農地部分のハード整備、両方並行的にやって行くのはなかなか難しい部分もあります。やはり農地は農地という事で責任を持って業務に当たるセクションと言うものが必要ではないかと言う様な意見を出させて頂いている所でございます。3番目の集落営農の推進でございます。集落営農の推進については農業委員会の皆さんの協力を得ながら農業機械施設の共同利用や特定の作業を外部に委託する外注分業型集落営農等、集落営農推進に効果のある方策を検討して行きたいと言う風に思っています。と言う事でございます。特に町長の方が、現在いくつかの集落から声が上がって勉強会などを行わせて頂いている訳でございますが、モデル地区と言うものを設けて、そこを宮市、杉谷に続く新しい地区と言う所を何とか組織に向けて頑張っていきたいと、組織が出来てくれば町全体の波及効果があるのかな、という事を申しておられる所でございます。そう言った中で現在江尾原団地、市ヶ坂を上った所の高速までと言う所の部分でございますが、こちらの方が取り組みをスタートされてから経過が経っているという事、新規就農と言う若手の就農と言う部分で〇〇〇の〇〇〇〇さんの〇〇さんの〇〇〇が農業を頑張ってみたいと言う気持ちを持っておられて、長年就農しようかどうかと悩んでおられたわけですが、今年度から田んぼ等耕作の名義を〇〇さんから〇〇さんに代えられる様でございますので、〇〇さんが就農に向けて動かれると言った状況でございます。そう言った地域での集落営農の取り組みと新規就農の者がおられる、それから非常に皆さんから目立つ場所でございます。モデル地区の一つとして宣伝して、町の方としても力を入れて行きたいという事で町長も申しあげていたところでございます。4番目の奥大山農業公社の在り方について、と言う所でございますが、これについては、1番は農業公社に求められる役割、2番は農作業の受託事業という事で書かさせて頂いた所でございます。1番については、この質問状の意味としましては、江府町の農業公社と言うものは、水稻を中心に農作業の受託を言う事が今現在の事業になっております。メインと言いながら実際はそれしかないと言う様な状況でございます。我々農業委員会で視察研修に行った場合に、農業公社の先進事例としては、農産物の開発であったり農業の指導であったり、新規就農者、集落営農と行政との間に立っての取り組みをしておられる

事例を多々見させて頂いている所でございます。農協出身の方もおられたんですが、従前の江府町農協さんの時代の農協さんが担っておられた役割と言うものが今現在の中では農業公社に求められているのかなど、言う風に思っている所でございます。そう言った役割を公社にぜひお願いしたいと、言ってもそのためには財政支援なり、人材の派遣なり育成という事が必要になりますので、それを行政としてお願いをしたいという事を書かせて頂いていた部分でございますが、それに対しての回答については、新たに担い手の確保、育成のための役割を持たせることを検討して行きたいと思っております。という事で簡単にご回答頂いている所でございます。2番目の農作業受託事業につきましては、将来的な事を考えた場合に、農業公社と集落営農を始めとした担い手との連携が必要に成って来るのではないかとする所でございます。現在は農業公社にコンバイン、田植機等持っておりまして、直営事業で作業を受けさせて頂いている部分と、町内の〇〇さんなんかもそうなんですが、オペレーターとして機械の持ち込みが増えたりして、作業をして頂く方がおられるわけですが、将来的にもこう言った担い手の方、集落営農と農業公社の連携が必要であると言う風に考えている所ですが、やはり連携を取るためには、担い手の育成若しくは集落営農の立ち上げと言った場面、場面で農業公社の方にも関わって頂ける様な形をお願いしたいとお願いをしている所でございます。回答につきましては、農業公社は暫定組織と言う考え方で体制を維持し、各集落の担い手を生み出す機能を持った組織として確立できればと思っております。従って町内農家及び集落営農組織を連携する取り組みも行っていきたいと思っております。という事で書いておられます。若干回答の内容が作業受託と言う所の事が、会長さん、職務代理もかなり町長にご説明して頂いたんですが、その回答書の中で集落営農に向けての過渡期、そこを担う組織であると言った様な形の言葉が入っていたわけですが、決してそれだけに終わらないものが農業公社の本来の役目ではないでしょうかという事でのお話をさせて頂いている部分でございます。1枚おはぐり頂いて、最後のページになります。5番目の農産物の特産化という事で、ソバと新甘泉について書かせて頂いております。ソバにつきましては、回答書では、ソバの栽培進行については、今年度溝掘り機1台を購入する予定でと、機会を公社に配置しますので水田でのソバ栽培の排水対策に成る様に活用して頂けたらと思っております。という事でございます。ソバのブランド化については、道の駅奥大山はじめとした町内飲食店で、さまざまな商品を生み出せる活動を支援して行きたいと思っておりますという事で書いております。新甘泉については町内で収穫できることが実証されましたので、現在の標高で新甘泉に取り組んで頂けるよう、農家及び集落に普及啓発をして行きますという事でございます。今年度の、まだ時期ははっきりしておりませんが皆さんを圃場にお越し頂いて、興味のある方を中心に新甘泉の講座、勉強会の様なことも計画して行きたいという事でお話を伺ったところでございます。全般的には特に集落営農推進と言うあたり意見書にも書いていたんですが、町だけでは広がり限界がございますので、農業委員さん、推進委員さん、各委員に地域のリーダーとして専属として頑張ってもらいたいと言った様な事もお話を頂いたところでございます。雑駁な説明でしたが、会長さん、代理さん補足と言いますか、何かあれば。

会 長： 今局長の方から話が有りましたが、白石町政として農業にこれだけは力を入れて取り

組むと言う様な力強い発言は聞けなかったなと言う様な感じはしております。局長からもありました様に、そう言う中で、我々農業委員会の役割と言うのは更に大きくなったのかなと言う様な思いをしたところでございますので、農業委員、推進委員、皆さん一緒になって、これからの江府町の農業をどうするかという事については、しっかりと話し合いをしながら進めて行きたいと思っております。春先に農協がやっておられます育苗センターの話を書きましたところ、ある人に「今年も頑張って出しておられますね」と言いましたら、「なかなか出る人がいなくて、私も腰が痛くて駄目だけど、出でもらわないといけない、という事で出ています。仕方なしです。」と言う話が有りましてけれども、出てみたらみんな年を取った人ばかりでした。と言う話でして、そう言う所にも現実の厳しさと言うものがあるのかなと言う思いをしたところでございまして、何かの度に皆さんには頑張ってもらっていますけれども、自分の体に鞭を打ちながら一生懸命やって貰っているなと言う事で大変だなと言う思いをしたところでございます。直接私の方から感じた事と言うのは、農業委員も頑張らないといけないなという事でございましたけれども、そこはまた専門的な立場でもございますし、意見が有ると思っておりますので、補足をお願いしたいと思います。

松 原： さっき会長がおっしゃったこと、それから事務局長が言いました様に、今回の回答はさっき事務局長がオウム返しみたいな発言だったと、まさに我々はかなり詳しく書いて出したんですけど、かなりさらっとした物でして、ある程度理解はして貰ってはいるんですけども、具体的な物が無いです。具体的な物があるとすればソバの溝掘り機を買います位な話で、理念は分かるんですけども、なかなか我々の思いが伝わってない様な感じもしています。特に公社の在り方も暫定と言う形で常に言っておられるものだから、私も意見を言わせてもらったんですけども、暫定では済まないのではないですか、と言う話をしたわけなんです。町長の考え方は、町の基本計画は平成37年に集落営農組織を10作りましょうと、集積を50%にしましょうと言う話になっているんですが、なかなか進んでいないわけです。それも実現できるかどうかわからない、とすれば公社の存在は欠かせないと言う事なんだと思うんです。町長が暫定とおっしゃっている、要は宮市さんとか杉谷さん、そう言うきちんとした集落営農が出来たら、その人等が他所の集落に出て行ってやれば良いじゃあないかと、そうしたら公社なんかはいらなくなるのではと、言う様な考えの様な気がしたんです。それも確かに完全な形でよその集落まで出て行って、出来たところが手伝って行く様な形になれば良いんですけども、なかなかそうは行かないのではないかと思うんです。そこら辺が今回の回答、暫定と言う意味が引かかると言うのが聞いたところの感想でございます。

議 長： ありがとうございます。

川 上： ちょっといいですか。実際土地改良区の問題ですけども、長年経って田んぼの中で排水が悪い所とか不具合箇所がいろいろ出ています。一番困っている事は、今ここに回答がある様に、体制がどうのこうのと言うよりも、今不具合箇所を工事とかで耕作者の人がしたら30%は個人負担になる訳なんです。以前は5%だったんです。出来れば耕

作者の負担を5%くらいに下げて貰う様な手当をして頂ければと思います。体制よりも本当はこういう事が求められていると思います。

議長： 今川上委員さんの方から意見が出ましたけれども、国の助成を受けて圃場整備をした時の話だと思うんですが、土地改良区と言うのは私たちも十分な勉強はしていませんけれども、組織の権限と言うのは大きなものがあると言う様に聞いております。土地改良区で工事を発注した時に個人負担がいくらになるのか。今町長さんが言われるのは県で名前はちょっとはっきりした事は言えませんが、それを使っても良いのではないかと言う話がこの前も出ましたけれども、そうすると今川上委員さんが言われます様に、負担の額に差額があるとすれば、早いうちに江府町でもそういう体制が出来ない時には土地改良区で事業をする負担率に合わせて頂くと、もし出来れば町の方にも助成を頂くとか、と言う様な事をこれからも相談をして行きたいと言う様に思いますので、町長さんが言われるのは、今川上委員さんが言われます様にこれから調査をしたりとか、そう言うゆっくりした話ではありませんし、そう言う事も大事ですけども、1日も早くそう言う体制を整えて頂くとする事が大事だと思いますので、その辺につきましては農業委員会の方も勉強をして町の方とも話し合いを進めながらやって行きたいともいますし、たとえ事業をしてもらう時に今県にある事業を使った時に土地改良区との差額が出る時には、そう言う体制が出来るまでには、町の方に財政支援をしてもらうとか、そう言う事も相談しながらやってみよう必要があるのかな、と言う様には思っておりますので、川上委員さんが言われます様にそう言う事についても我々全体で話を進めて行きたいと言う風に思っております。

事務局： この件についてはご理解いただきたい部分もあります。例えば100万円の工事を30%で30万払えと言われると大変なんです。当然それが5%で5万円で済めば誰も良い訳でございます。ただその差額を町の方で負担せよという事に成ると1件、2件の話ではない訳です。それを町の財政で賄うと言うのは非現実的な話だと言う風に思います。そうではなく、例えば農地中間管理事業、纏まった農地を預けることによって圃場整備なんかも出来る訳です。この圃場整備は地権者の方の負担金はいらないんです。要は、圃場整備をして機構を通して新しい方、担い手の方に貸し付ける。お金の方は機構が借り入れをして一回お金を払う訳です。その借り入れたお金の償還のために圃場整備をした分を上乗せして新たな耕作者の方からお金を頂いてお金を返していきますよという事の制度が有ったりする訳です。ただそう言ったものを推進して行かないと、今の様に一人一人が手を上げられて、うちも水路がちょっと壊れている、うちの田んぼも排水が悪いという事に成ると、今現在出来るのは、しっかり守る何とか事業と言う事業しかなくて、要はこれが地元負担が高いんです。3割、4割地元負担があるんです。ですが、面的に纏まってこう言った取り組み、例えば集落営農なり担い手の集積という事を掲げながら、そう言った施設の不具合を改良して行こうと言う形に持っていければ、場合によっては地元負担なしで出来る制度がある訳です。ではその役割を誰が行くのかと言った時に、我々農業委員会なり、農林産業課だけではハード系の話の方がどうしても弱くなってしまう。逆に建設課さんの方では、工事そのもののアウトラインが決まればそ

の発注事務と言うのは当然されるわけでしょうけれども、では皆で話し合いをして、さっき言った様に皆で纏まって機構に預けることによって、負担なしに、若しくは負担を少なくして改良して行こう、と言う話が今のこう言った組織の分け方では難しいのではないか、実際に出来ていないんですかと言う事なんです。それをトータルでやって行くセクションとして本来は土地改良区と言うのがある訳でございますので、そこがきちんとそういった機能を持ってほしい、そういった組織が出来て来ないと、公社の事は具体例は話をするんですが、改良区と言ったものなりを常日頃から、どうやって集積をして、どうやって地元負担を少なくして改良して行こうかと言った様な取り組みもして行く場所が必要ではないかと言う趣旨がございます。言われる様に地元の負担を減らしたいと言うのはあるんです。

上 前： 土地改良区の対象圃場と言うか、対象地域は全長対象ですか。地域が限定されている？

事務局： 今現在は過去にやった圃場整備の県営事業なりの所しか入ってないです。

議 長： 私も分かりませんでしたけれども、今ある土地改良区は県営事業でやった圃場整備の区域だけが土地改良区になっていると思います。ですから集落でやって県営でない分は土地改良区に入っていないので、改良区を作るとすれば江府町全体でしないと意味が無いと思います。

松 原： ただ名称は江府町土地改良区になっているんですけども、実態は県営事業でやった宮市周辺の受け皿だったんでしょうね。それを全部に広げて行かないといけないので、それを母体して広げたら良いのではないかなと思います。個々に集落でやった圃場整備は何々地区の土地改良組合と言うのがあります。

事務局： 日野郡3町の土地改良区と言うのは何れもうちと同じ様な状況でございます。上場さんからも土地改良区じゃないといけないという事で、日野郡3町は駄目だという事でお叱りを受ける訳なんですけれども、逆に土地改良区が機能する場合、賦課金と言うものが個々の農家さんに発生して参ります。例えば水路1つの使用料なんかも別途必要に成ってくる部分があります。そういったものを逆に言えば江府町の場合はない、その分集落の出役なりで対応している部分なんです、そう言う今までのやり方と言うのが今後10年、20年も続くのかと言う所がたえず問題定義だと思って頂ければと思います。現在中山間の直接支払事業、毎年約1億円が江府町全体である訳です。もう1個は多面的機能支払と言うのがあります。これが約3千万弱1年間で交付している訳でございますけれども、現在の集落協定という事で、集落で事務をして取り組みを行っている。皆さんもご存じでしょうけれども土地改良区なりがその協定の取り纏めをしたり、皆さんからのお金を徴収して水路改修に当たったりと言った様な事、役場に対する個々の報告書、そういったものを請け負っておられると言った様な所もあります。町村によっては今現在江府町であれば28か29協定位江府町中である訳なんです。これが町で1本の協定で動いておられる自治体もあります。そういった所の取り組みをして行けば直

接お金を払わなくても、そう言った国から頂いたお金を懐に入れる前にそういった所に抛出して行く事で組織の運営も可能ではないだろうかと言う様な事も思ったりするわけです。どちらにしてもすぐすぐ、じゃあ来年から動かしますという事の簡単な話ではありません。年数が掛かる事ではあるんですが、将来5年後、10年後を見た時に安心して農業を続けるためには農業施設と言うものがきちんと管理されてないといけない、自分がいくら頑張ろうと思っても川上側で水路が壊れてしまっていてはもう農業は出来ない、田んぼが作れないと言う事に成ってしまいます。そう言った事に成らない様にするためにも、こう言ったものをもう一度行政の中で検討して頂きたいと言った様な趣旨でも

上 前： もう1つ、組織の組合長や役員はあるんですか。

事務局： あります。

上 前： 今はどんな組織。

事務局： 代表は恐らく〇〇〇〇さんから変わっておられないと思います。1年に1回総会をする様な感じしか動いていないので。

上 前： その人たちが動かないと我々がここで議論をしても。組合自体が先頭になって動く組織にならないと、我々がここでどうこう言っても始まらない。

事務局： 行政と農協もそうですけれども、後は農業委員会、公社、土地改良区、それぞれが役割分担を果たしていくという事をして行かないと、個々の頑張りに依存した取り組みだけでは将来はなかなか難しいものがあるのではないのかなと言うところです。

議 長： 土地改良区については国の、例えば人件費とかそう言ったものの助成はないと聞いておまして、私が聞いた範囲では春日の話ですが、面積も非常に大きいし、賦課金も、そういう職員の皆さんを養うという事に成れば江府町も考えてみると相当の負担をしないといけないという事に成ると思いますが、局長からお話があった様に多面とかそういう物を充ててそういう組織を作るという事も考えられるかと思いますが、そう言った面については行政の方がいろんなケースを考えて頂いて、今後そう言った強力なシステムの構築をして頂きたいと言う風に思いますし、中間管理機構の利用をするという事は非常に良い事ですが、今年は〇〇、日南町でそう言った集落全体を再整備をする、負担なしに、そういう事が出来るそうですが、〇〇さんは日野郡の交流会でも度々紹介がありましたけれども、出来てから20年かそれ以上に成るんですか。

事務局： 集落営農組織ですか。

議 長： 部落で機械を設備して

事務局： 前段の組織はそれくらいに成ります。法人化されてから年数は浅いですがけれども。

議長： 前からやっていて、今そこが初めて日野郡でも中間管理機構で地元負担なしで再整備をされるそうです。そう言う場合も1団地に5ヘク以上とか、そう言った制約もある様ですがけれども、だんだん見易くなって来る様に成るかもしれませんけれども、そう言った国の制度を活用するという事も大事かと思えます。現状としては日野郡では白谷さんが初めてそう言う事業に取り組んでおられるという事でありまして。局長も言います様に一長一短にして出来る事ではありませんけれども、そう言った組織づくりを江府町も何とかしてもらえたらと言う考えですので、いろんな方面から検討いただいてやって頂くという事で、必ずしも土地改良区であれば地元負担、個人負担が5%で済むのかどうなのかその辺は分かりませんが、町の財政はそんな簡単な訳には行かないという事ですが、思いとしてはこういう事も考えるかと思えますので、皆さんと一緒に土地改良区についても勉強をして行かないといけないと言う様に思っております。他に何かありますか。

加藤： はい。総論ですがけれども、農業委員会の意見書を一二三会長と松原代理が町長と直接面談をされて、要請内容の説明も含めて、農業委員会として手順を踏んで要請を頂いた物だと言う風に思っております。3月20日付で白石町長のSNSで会長と代理が意見書を持って町長室に来られましたと、自分としては担い手対策、担い手の育成を重要視しているので、これの中長期対策、基金の対策について考え方を話しましたと、併せて要請事項についても相互の話をしたと、こういう風に少人数で農業振興について議論が出来たという事は非常に良かったと言う事を町長がSNSで発信されております。それを踏まえて先ほど事務局長さんからありましたけれども、4月9日、再度、会長、代理、町長、面談をされて回答内容について説明をされ、また意見交換をされたという事で、それはそれで非常に良かったかなと言う風に思います。ただこの回答内容が、我々農業委員会の意見を集約した意見書の内容からすると、相当抽象的で、本町の農業振興策に対する町当局のこうあるべきだと言う思想がはっきり言って何処にも無いので、我々はあれほど議論をして積み上げた内容が、私に言わせれば少し形式的な文書公布、この内容では認識の乖離が大きいかなと言う風に思っています。回答内容にも、奥大山農業公社の在り方については今までとは違った機能を持たせるのかなと言う部分も上げながら、まだ暫定組織と言う、松原代理がいつも指摘をされておられることも出て来るし、内容にも少し矛盾があるし、本当なら我々が意見書を出してこれに町が回答をされて、それを皆で総括をして1つの区切りをすると言うのが手順だと思いますけれども、この内容ではちょっと抽象的だし、町の農業振興の思想が見えないので総括そのものが出来ないんだろうと思うんです。町長が4月9日どういう説明をされたかは分かりませんが、私としては、これでは何をしたいのか、我々の要請に対してどの様に回答を頂いているのか分からないので、ある程度責任の、町長さんとは言わないまでも、責任のある立場の方が江府町の農業振興策なり、或いは文字表現をされていない背景なり考え方も含めて説明を頂けるのであればもう少し納得感があるのかなという事です。抽象的

で荘厳過ぎるんですけども、我々が積み上げた物をこれで整理をすると言うのでは、どちらにしても我々はこれから町の担当部局とよく連携をして、それで農業委員会の領域なり、町の農業振興策について実践行動に移し成果を上げて行くと言う方向に行く訳で、そういう過程の中で担当部局の方が我々の問題定義に対してこのような抽象的かつ振興策の思想が無い様な表現では、今複雑な心境でおるんですけど、結論にならない様な事を申し上げてすいませんけれども、これで終わるのであればそれはそれで良いのかなと言う風に思いますけれども、ちょっと今見させて頂いてかなりの違和感を感じました。失礼な言い方をしたかと思いますが、お許し頂きたいと思います。

議長： 加藤委員さんが率直に、局長が回答書を説明された中で胸の中にこもっていた思いを代弁しておっしゃって頂いたと言う様に思います。今指摘されます様に江府町のトップの方がこれだけ厳しい立場にある農業に対して、今加藤委員さんが言われます様な抽象的な回答しか出来ていないと、農業委員会はこれで良いのかという事だと思えますけれども、今の段階では更にこれを追及してお願いするという事ではなく、我々は我々として勉強して転用していく事しかないのかなと言う様な思いもしておりますので、農業委員は農業委員として、これから今我々が担っている役割としてどういう農業の在り方にして頂きたいと言う様な提言も含めてやって行く必要があるのかなと言う様に思います。

上前： ちょっと良いですか。今加藤委員さんからありました意見はこれまでも農業委員会では言って来ている。いつも同じようなパターンの回答だ。だったらいつ前進するのか、来年か再来年かと言う時期ではない訳だ。あそこも前進しないといけないと思います。町長の立場と言うのは、ある面では産業課、局長、局長は農業委員会の仕事もし行政の仕事もする訳だ、そこら辺で代弁者であるかもしれないし、またいろんな具体的な事業や施策の立案者でもなければいけない訳だ、そこら辺をもうちょっと踏み込んでこうあるべき、こう前進するべきと踏み込まないと、会長が言われた様にこれはこれの回答でまたと言うと、また同じような鉄をずっと踏んでくると思う。何処かもそう少し力強く一步を踏み出さないと、施策あるいは意見書あるいは回答も最後は我々を納得させる様な、この部分ではよし前進したな、この部分ではもう少し勉強をしないといけないなという様な回答にならないと、討議も意見も言えないのではないかと。

川上： 同じ様な感じですけども、下蚊屋ダムの件も前にありましたけれども、これも中途半端に終わってずっと来ていますし、問いかけても抽象的な形で帰って来るだけで、その辺の前進が見えません。1点はお話を聞きまして一つ良い事は、土地改良区の件、今局長さんが詳しく説明をされましたが、農業委員が中心になって農地の集積をしながら機構を通してする形を誘導しながらやって行く様な形を取って行ったらどうでしょうかと言われたのが非常に全くその通りだと思います。それは一つの成果として局長さんが言われた通りだと思います。それで進めて行く様に頑張りましょうと言われましたが、本当にそう思います。

議長： 国の政策も特に新しい農業委員会の改正においては最適化利用を第一に上げて、そう

言った役割もちゃんとして頂くと言う様な制度に代わっておりますので、それが一番今求められていると言う様に思います。農業委員そのものがそういう問題もしっかり自覚して取り組んで行かなければいけないと思います。

上 前： もう1つ、意見書を纏める前に私は個人的に思いをペーパーにして事務局に出しました。我々も先進地を視察する、そして農業公社はこうあるべきだという事を勉強しました。当事者の農業公社の理事なり職員なり、そういう人が先進的な農業公社が、我々は先進的な農業公社を見て来た訳だが、地域の農業の発展なりあるいは将来の展望なりを見てきた。そう言った事を経験させるべきだと言う様な意見をペーパーに出したわけだ。理事とか職員とか我々が行ったところに行き、農業公社はこんなことをしている、こんな風にしないといけないなどといった様な体験をして、農業公社も将来展望でこんな風に、ただ職員はオペレーターで受託だけだという事では農業公社はないと思う。将来的にはもうちょっと発展的な農業公社にならないといけない、そのためには理事も理事長も職員も勉強をして行かないといけないとペーパーに出したんだけど、ペーパーだけで終わっているけれども、そう言った事を考えてもう少し踏み込まないと、それが江府町には有るのではないかなと言う気がする。

議 長： 意見書を提出する前に事務局の方に上前推進委員さんの思いを寄せて頂いてという事で、この前も謝意を申し上げたつもりでございますけれども、今言われます様にいくら農業委員会だけが研修に行き見て来て素晴らしい先進地だったと言う話をして、今おっしゃいます様に直接当事者の皆さんもそういう面になって頂かないとなかなか一緒に前に進めないのではないかなと言う様に思いますし、今後はそう言った事も含めて、公社の代表の方とか行政は勿論産業課長にも行き頂くとか、そう言った行政機関の方にも一緒に視察をして頂いて、やっぱり公社とすればこういう姿が望ましいのかと、それは5年先になるかはわからないけれども、一つの目標を持っていただくという事も必要かと思っておりますので、そういう事もこれから皆さんと相談して検討して行きたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局： ありがとうございます。これは事務局も反省と言う所はあるんですけれども、やはり意見書を出す時期が遅すぎたという事もあります。今回は11月、12月頃にはという事をこの場で申し上げたんですが、もう少し早くても良いのかもしれない。来年度の予算が決まるまでに2回、3回とキャッチボールをして、回答を返して十分でないと思われるものについては再度意見書を出す。その繰り返し若しくはこう言う意見交換会と言う場にお越し頂いて積み上げて行く、その中でやって行けば、例えばこの部分は予算化出来たなど、1歩前に出れたな、制度が出来たなどといった様な事も見えてくる部分もあるのかなと言う風に思いますので、一応事務局的にはもう少し早くから話をさせて頂いて何回かそう言うやり取りをさせて頂く中で少しでも提言が形になる様な形を令和からはそう言った形でさせて頂ければと言う風に思っております。それからこれは町長には申し上げたのですが、町報の今月号、4月号には農業委員会から町長に意見書を提出しましたと言うものが載っております。今日配られる区長便で会長が代理さんと一緒

に町長に意見書を手渡したものが付いております。次の5月号では町から農業委員会に意見書の回答をしましたと言うものを出さしていただく。これから原稿を書かないといけない訳ですけども、ご覧のとおりこれでは原稿を書けないと言うのが正直な所で、意見書の内容の抜粋が回答の所についていると言う様な形になるので、正直どういう風に紙面を構成しようかと頭が痛い所で、そう言った中でもなるべく文字になっていない言葉でも繋げて行くなりをして断面的な体裁を取らないといけないのかなと言う風に思っている訳なんですけれども、一応報告をして行きたいと言う風に思っております。もう一つは、今日私をご説明をさせて頂いてんですが、1つの考え方として本来は農林産業課長の方にこの回答書の解説をして頂くのが本分なんです。要は町長の代理として私の回答書の主旨はこういう事です。という事を言わないと、私がしゃべってしまうと体裁を取ってしまう様になりますので、こちらは意見書を出した側でございます。それに対する回答、町長の意思、文字にならない物と言う所は町当局側が示す必要があります。ですがご承知の通りちょうど期間中に課長が代わってしまいました。同席は頂いたんですがそれで替わりにしゃべって下さいと言う訳にも難しい所がございます。かといって前任の課長に出て、と言う訳にも行かない部分もございますので、次回からは先ほど申し上げた形でさせて頂ければ、それぞれの立場で意見交換が出来るのかなと言う風に思いますので、加藤委員さんから言われた部分も、ではこれに伴ってもう一回意見書を出すと言う形は先ほども言った様に次のスタートを早くしたいと言う事も併せて、今回の積み残し部分をより掘り下げて行く、それから前回川上委員さんから下蚊屋のダムの所が今回出ていないなという事もありました。そう言ったものも検証と言うものを踏まえながら早い段階から準備に入っていくと言う事で事務局提案をさせて頂ければと思う訳ですけども、如何でしょうか。

上 前： 一つの提案として、町長は最終的な立場なので、農林産業課の職員、課長ないし他の人とプロジェクトチームを立ち上げて、そこでいろんな意見交換をして作業を前進させる手法はどうかと、起案者は農林産業課だから、政策や財政的な事も、町長は最終だから、農林産業課が提案者だと思う。局長は両方だから今言われた様な形になると思う。プロジェクトチームを作って時間をかけて年度末に意見書を出すような事ではなく、予算の伴う様な事もあるだろうし、そうすれば11月12月頃には具体的な意見書を出すような作業をしないといけないと思う。2月や3月に意見書を出したらこんなペーパーになる。この間の意見交換会は畦畔の話だけで終わって具体的な話は1つもなかった。町長との意見交換会ではなく農林産業課とプロジェクトチームを作って具体的な前進の体制を作らないと何時までも同じことだと思う。

議 長： ありがとうございます。回答書については局長の方から説明があつて皆さん方もいろいろご批判を頂いて今後の対策についても話が沢山出てまいりました。今回の人事異動で新しく農林産業課長になられました川上課長さんにも頑張って頂いて、今日の意見もお聞きいただいたと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。他に回答書についてご意見ございませんか。進めさせて頂いてもよろしいでしょうか。局長どうでしょうか。

事務局： はい。よろしければ次に行かせて頂ければと思います。

議長： いろいろ意見が出た事を十分に踏まえて今後に備えて頂きたいと思いますのでお願いします。

事務局： そう致しますと進行させて頂きます。資料の1ページ、次回の農業委員会の総会でございますが、令和元年5月14日、火曜日にご提案させて頂きたいと思います。時間は9時半、場所は防災情報センター2階、こちらの方でございますが、ご都合的にはいかがなものでございましょうか。

見山： 5月は田植えの最中だけれども午後にはなりませんか。

上前： 早い時間は。8時半からとか。

議長： ちょうど5月と言いますと農繁期の最中ございまして、例年そう言った意見が出て参りますが、定例の総会でございますので頑張って頂いて、時間の調整などをして頂いて、私たちの責務を果たして頂くという事でお願いをしたいと思っておりますので、多少の時間の変更とかそういう事で調整をさせて頂くという事は出来るかと思っておりますので、その辺りを話して頂いて皆さんが出席して頂きやすい様に総会もしたいと思っておりますので、その辺り意見が有ったら発言を頂いて決めて頂きたいと思っておりますが、どうでしょうか。時間も1時間早くしますか。

中田： この日にちでも良いと思いますが、午前、午後があるかもしれないけれども、忙しい時には忙しい訳で、最終的にダメなときは欠席をさせて頂かないといけないと思います。

議長： それはやもうえないと思います。今中田さんがおっしゃいます様に、どうしても都合の付かな方はご無理を申し上げませんので、午前でも午後でも一緒だと言う話が出ましたが、この日時で予定通りさせて頂いて、都合が付かないと言う方は欠席を頂いてもやもう得ないと思っておりますので、事務局が予定しております日時で決めて頂くという事によるしいですか。

山本： 良いと思います。

上前： 1時間繰り上げて8時半からでも良いのでは。

山本： 少々時間がずれようが関係ないと思います。忙しい時は忙しいんですから。午前中だろうが、1時間早め様が、午後になろうが、大して変わらないと思います。

議長： ではそういう事で、どうしても都合の付かない方はやもう得ないと思っておりますので、欠

席をしてもかまいません、仕方がありませんのでなるべく協力はして下さいという事でございますので、ここに提示してある日程でさせて頂いてよろしいですか。

委員： はい。

議長： ではよろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。(3) 農地相談会についてという事でございますが、4月25日木曜日、1時半から3時半、旧農業委員会の方で、今回の担当の委員さんが、清水委員さんと会長の方になっております。ご都合的にはいかがでしょうか。

清水： 25日に健康推進委員の会議があります。時間が同じなので申し訳ないんですけども5月に変わって貰えれば良いかなと思います。

事務局： そうしますと、会長の方はよろしいですか。

会長： はい宜しいです。

事務局： そうしますと、清水委員さんは会が集ってしまったという事ですので、奥田委員さんよろしいでしょうか。

奥田： はい

事務局： では25日は奥田委員さんと一二三会長さんの方でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。後はその他という事でございますが、資料は準備しておりませんが、新聞等でご承知かもしれませんけれども、この度農地法の改正等がされております。例えば相続がされてなくて権利者が全国に散らばっていると、そういった農地をこれから取り組んで行って貸し借りに支障がある訳ですが、一定の手続きを踏むことによって簡易に利用権の設定、農地中間管理事業の活用が出来ると言った様な事も起きております。それから農地中間管理事業、機構に農地を預ける取り組みをした時に今までは地域の2割以上を集積すると集積協力金、国からお金が出るという事で10町の集落であれば2町を超えれば補助金が貰えると言う様な制度が出ております。反当1万2千円から1万5千円、要は集積率で単価が代わるんですけども、それが31年度からは平場は今まで通り2割、所が中山間地域においては4%を超えれば補助金の対象にしましょうと言う様な事になって来るようでございます。従来ですと10ヘクの所が2ヘク以上集積しないと集積協力金の権利が無かったんですけど、4%という事になると4反集積をすれば補助金の権利が出て来るようでございます。まだ詳細の方が分かっておりませんのでそういったものの勉強会的な事とか、担い手育成機構の方にいろんな先生がおられます。理事長さんにはいろんなお話を聞く機会はあるんですけど、例えば専務理事さんとか従前の伊藤さん、江府町の副町長もして頂いていた方でございます。そう言っ

平成 年 月 日

署名委員 3 番委員

署名委員 5 番委員